

# 令和8年度県内高校生等と連携した低利用食材の利用拡大推進業務仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度県内高校生等と連携した低利用食材の利用拡大推進業務

## 2 事業主体

三重県

## 3 委託事業の目的

現在、県では、拡大する磯焼けの1つの要因とされる植食性魚類※を活用する「食べる環境対策」や獣害対策等で捕獲される野生獣をジビエとして活用する「いのちの有効活用」、生産過程で形が悪い、傷があるなどの理由で販売に適さないと判断され廃棄される野菜・果物等の農作物についても加工食品等に活用する「アップサイクル」などの削減・活用策を推進しているところです。

しかしながら、こうした植食性魚類や捕獲獣※、規格外の野菜・果物の多くは利用率が低いことから、これらの低利用食材の背景にある地域課題への理解を促進して、地域資源として有効活用することが求められています。

そこで、県内高校生と食関連事業者、大学生及び参加高等学校が所在する地域の飲食店が連携し、地産メニューの開発やプロモーションを実施することで、地域資源として活用促進を図るとともに、高校生や大学生に県内で働くことの魅力を伝えます。

また、県内の大学生や県外に進学した三重県出身の大学生が高校生の伴走者として参画することで、地域の高校生・大学生の三重県との関係性を構築し、将来的なU・Iターンにつなげます。

### ※植食性魚類

藻場は、「伊勢えび」や「あわび」などの水産資源の成育の場であるだけでなく、水質浄化などの環境保全に大きな役割を担っています。しかし、近年、藻場が減少する「磯焼け」が大きな問題となっており、その要因として、地球温暖化等による海水温の上昇や、増加が顕著となっているアイゴやブダイといった「植食性魚類」による食害が考えられています。

### ※捕獲獣

近年、野生獣による農林産物への被害や自動車との交通事故などが問題となっており、被害軽減のため、個体数調整の目的で多くのニホンジカ、イノシシ等が捕獲されています。このため、県では、いただいた命を有効に活用するため捕獲されたシカ肉等の利活用を推進しています。

## 4 委託事業の内容

### (1) 委託期間

契約の日から令和9年3月19日（金）

### (2) 委託内容

#### ①コーディネーター等の選定

本事業達成のため、マーケティングやメニュー開発、情報発信等に精通したコーディネーターを選定し、事業全体を統括すること。あわせてアドバイザー又は講師を選定するなど、事業効果を発現するための適切な体制を構築すること。

また、本事業に参画する大学生に対して、役割の整理や事前説明を行うとともに、高校生の伴走者として適切に活動できるようにフォローを行うこと。

なお、コーディネーター、アドバイザー及び講師の選定は県と協議のうえ決定することとする。

#### ②県内高等学校と県内食関連事業者等とのマッチング

①で選定したコーディネーター等は、事業に参加する高等学校から利活用する食材や解決したい課題などの希望を聞き取り、県と協議のうえ、県内食関連事業者（複数の事業者による連合体も含む）、飲食店及び高校生の活動を支援する大学生とのマッチングを行うこと。

なお、事業に参加する高等学校（3校程度）、県内食関連事業者及び飲食店は、県が別途募集を行う。ただし、事業に参加する大学生（6名程度）は、受託者において募集を行うこととする。

#### ③低利用食材の現状と社会課題等に関する講座の実施

事業に参加する高等学校（3校程度）の高校生を対象に、低利用食材の現状と課題等への理解を醸成するとともに、消費者ニーズに対応した付加価値の高いメニュー開発や販売促進（マーケティング）手法の習得に資する講座を実施すること。

なお、講座には大学生も参画させ、高校生の理解促進や振り返り等を支援するよう配慮すること。講座の実施に際しては、以下の事項に留意すること。

- ・ 低利用食材を生産する農業者、漁業者、ハンター等や利用者（加工事業者、飲食店等）など関係者からリアルな課題を聞くことができる現地見学会を併せて開催すること。

#### ④低利用食材を利用した社会課題解決取組支援

県内高等学校及び飲食店、大学生と日程調整を行ったうえで、低利用食材を活用したメニュー開発を以下の条件で実施すること。

- ・ 高校生自ら、飲食店の意見を十分に聞くことのできる機会を設け、地域課題解決のために最も効果的な方法でメニュー開発やプロモーション活動を

行えるよう支援を行うこと。

- ・ 参加高等学校が所在する地域の飲食店による出前授業を行うなど、県内で働くことの魅力を高校生や大学生に伝える機会を設けること。
- ・ 開発するメニューは1校につき1品以上とすること。
- ・ 高校生との対面によるミーティングを少なくとも3回以上行うこと。
- ・ 高校生のアイデアを盛り込んで、地域課題解決に向けたストーリーを合わせて作成すること。
- ・ メニュー開発や地域課題解決に取り組むことの大切さや楽しさを伝える内容とすること。
- ・ 開発したメニューについては、消費者等に対して試食提供し、食味等のアンケートを実施すること。
- ・ 上記のアンケートや、⑥プロモーションイベントの結果を分析し、メニューの改善を促すこと。

#### ⑤情報発信及び支援

SNSや様々な媒体を活用した本取組の情報発信を行うとともに、高校生や大学生の幅広いネットワーク（SNS等）を活用した情報発信へのアドバイス等を行うことで、本事業で開発するメニューだけでなく、取組自体の周知に取り組むこと。また、以下の点に留意すること。

- ・ 高校生が取り組む情報発信について効果的な指導助言を行うこと。
- ・ 高校生の自由な発想による情報発信が行えるよう、情報発信方法を指定しないこと。

#### ⑥プロモーションイベントでのPRの実施

講座を通じて開発されたメニューについて、以下の点に留意し、県内で開催されるプロモーションイベントにおいて、効果的な手法によりPRを実施すること。

- ・ 高校生が参加できるよう日程調整を行うこと。
- ・ 参加高等学校毎に、開発されたメニューを効果的にプロモーションできるB to Cイベントまたは取組発表イベントを少なくとも1回開催すること。
- ・ イベント参加に必要な高校生、大学生の旅費は県が負担するが、参加人数等の詳細については、別途県と協議すること。

### 5 委託料及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、報償費、事務所及び会場使用料、資材費等）に限る。

## 6 著作物の利用及び著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、県が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで県に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、県が成果品を自ら利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、県が成果品を利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) 及び (7) に規定する著作者人格権の不行使は、県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 7 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

### (3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等

の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 8 納品する成果品

以下の資料を令和9年3月19日（金）までに、フードイノベーション課に紙媒体2部及び電子媒体（USBメモリ等）1式で提出して下さい。

- (1) 事業実績報告書（A4判・カラー）
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

## 9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 10 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

## 11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

#### 14 その他、受託上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
- (8) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (9) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (10) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (11) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (12) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (13) 想定している実施高等学校数等が実績と異なる場合は、両者協議の上、変更契約を行うことがある。これに応じて、契約金額が増減する。
- (14) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- (15) 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。また、開発メニュー等について、商標権等他者の権利を侵害していないことについて、受託者においても十分留意すること。

- (16) 高校生の活動にあたり、適切に安全管理を行うとともに、イベントや現地見学会その他事故が想定される活動にあたっては必要な保険へ加入すること。
- (17) 試食提供にあたって、保健所への届出等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

## 15 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

担当 奥田、水谷

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp